

## 加茂市地域包括支援センター運営業務委託仕様書

### 1. 目的

本仕様書は、介護保険法（以下「法」という。）第 115 条の 46 の規定に基づき、本業務の受託法人が設置した地域包括支援センター（以下「センター」という。）において実施する業務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 実施

事業の実施主体は加茂市とし、事業の目的を十分に理解し本業務を適切に実施できると認められる者に委託して実施する。

### 3. 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

### 4. 業務日及び業務時間

業務日及び業務時間は、次のとおりとする。ただし、業務日及び業務時間以外であっても地域の住民、関係団体との会議等への出席が必要な場合には対応すること。また、平日の来所相談などが困難である方に対応するため、事前の予約がある場合に限っては業務日以外の日面接相談対応（来所又は訪問）を行うことを禁じるものではない。さらに、夜間、休日については、緊急連絡体制を確保し、高齢者虐待の通報窓口として、年間を通じて 24 時間対応ができるような体制を整えること。

#### (1) 業務日

月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までを除く。

#### (2) 業務時間

8 時 30 分から 17 時 30 分までとする。

\* 業務時間には、執務準備・執務整理時間を含まないものとする。

\* 業務時間内は、1 人以上の従事者が事務所内に残り、相談業務等に対応できるように努めること。

### 5. 業務内容

センターは、地域ケアシステムの構築を深化・推進するために次の業務を行う。各業務に関しては、地域包括支援センター業務マニュアル（厚生労働省老健局作成）、地域包括支援センター運営マニュアル 3 訂（一般財団法人長寿社会開発センター作成）等に基づき、適切に実施すること。

(1) 包括的支援事業（センターの運営）

① 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うこと。

ア. 地域におけるネットワークの構築

(a) 地域の社会資源の把握

生活支援コーディネーターと協働して、サービス提供機関や専門相談機関のマップやリスト等による情報管理を行う。

(b) 地域におけるネットワークの構築

保健・医療・福祉サービス等のネットワーク構築をすすめ、地域の実情に応じた生活支援体制の整備を推進すること。

(c) 地域住民への啓発等

出張相談窓口の開催

民生委員・児童委員協議会などでの啓発

イ. 実態把握業務

- ・ ネットワークを活用した地域活動への積極的な訪問・参加による情報収集
- ・ 高齢者世帯への個別訪問や、家族・近隣住民からの情報収集

ウ. 総合相談支援

(a) 初期段階での相談対応

- ・ 訪問（アウトリーチ）による相談や情報収集
- ・ サービス等に関する情報収集や関係機関の紹介等
- ・ 該当者への基本チェックの実施
- ・ 介護保険（認定）申請書の申請代行

(b) 継続的・専門的な相談支援

- ・ 個別支援計画の策定
- ・ サービス提供機関や専門相談機関へのつなぎ（訪問・電話連絡等）

(c) 家族を介護する者に対する相談支援

(d) 地域共生社会の観点に立った包括的支援

- ・ 複合化・複雑化した課題を抱える個人等に対する支援等を行うため、他の相談支援機関と連携し、必要に応じて相談者等が抱える地域生活課題全体の把握に努める。

エ. その他、総合相談支援業務に必要な業務

② 権利擁護業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 2 号）

地域の住民、民生委員、介護支援専門員等の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難なじょうきょうにある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うこと。

ア. 成年後見制度の活用促進

(a) 成年後見制度の普及啓発及び関係機関との連携

- ・成年後見制度の説明を幅広く普及させるための広報等
- ・日常生活自立支援事業の広報等

(b) 成年後見制度の利用支援

- ・成年後見制度の説明や申立てに当たっての関係機関の紹介等

(c) 市長申立てに関する市担当部署との連携

イ. 高齢者虐待への対応及び擁護者支援

(a) 擁護者による高齢者虐待の防止及び擁護者に対する支援

- ・高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び擁護者に対して、相談及び助言を行う。また、擁護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言を行う。
- ・虐待が疑われる事案についての相談、通報の届出を受けたときは、市と連携を図り、速やかに事実確認の為の高齢者宅への訪問、および調査等を行うこと。高齢者への支援など、その対応を市と連携して行うこと。

(b) 事実確認の際には所定の法令及び制度についての周知・啓発

(c) 市が主催する高齢者虐待防止ネットワークの会議に参加し、関係機関との連携を図る。

ウ. 困難事例への対応

困難事例の実態把握と対応策の検討・支援

エ. その他権利擁護に必要な業務

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第 115 条の 45 第 2 項第 3 号）及び地域包括支援ネットワークの構築（法第 115 条の 46 第 7 項）高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携等、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うこと。

また、包括的支援事業を効果的に実施するため、介護サービスに限らず、地域の

保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会資源が有機的に連携することができるよう、多職種協働によるネットワークの構築に努めること。

- ・ 地域行事への参加等、多様な機会を利用した地域とのネットワークの構築
- ア. 包括的・継続的なケア体制の構築
- ・ 在宅医療・介護連携推進事業
  - ・ 医療と介護の連携会議への参加・体制の構築・介護保険サービス以外の社会資源活用に向けた地域との連携、協力体制の構築
- イ. 地域における介護支援専門員との協働
- ・ 介護支援専門員相互の情報交換等によるネットワークの構築・深化をすすめる。

(2) 第1号介護予防支援事業（法第115条第1項第1号二）

介護予防及び日常生活支援事業を目的として、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、第1号訪問事業、第1号通所事業、その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うこと。

- ① 自立支援型の介護予防ケアマネジメント業務
- ② 本事業における介護予防ケアマネジメント費については、別途、支払われるものとする。

(3) 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、心身の状況及び生活環境等を勘案し、介護予防サービス計画を策定するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連携調整等を行うこと。

受託法人は、指定介護予防支援業務を実施するため、設置したセンターに対し法第115条の22の規定に基づく加茂市の指定を受けること。

- ① 予防給付におけるマネジメント業務
- ② 指定介護予防支援事業者の人員配置

指定介護予防支援業務に係る職員の配置は、センターの担当する介護予防サービス計画の数を勘案して、保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員を1名以上配置すること。なお、包括的支援事業の業務を行う3職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）が当該業務を担当する場合は、包括的支援業務に支障がない範囲で兼務すること。

- ③ 指定介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費（介護報酬）

指定介護予防支援業務に係る介護予防支援業務に係る介護予防サービス計画費

は受託者の収入とし、その収入で、指定介護予防支援事業者の運営を行うこと。

(4) 包括的支援事業（社会保障充実分）

包括的支援事業（社会保障充実分）の以下の事業について、これらの事業主体と連携・調整できる体制を確保すること。

① 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）

(5) 認知症総合支援事業

① 認知症初期集中支援推進事業・認知症地域支援ケア向上事業

認知症に人やその家族に対する相談支援体制を構築すること。また、担当者より事前に協力の要請があった場合、センターの他の事業や会議等により、センター業務に著しく支障があると認められる場合を除き、市と適宜連携を取り、状況に応じた適切なサービスが提供されるよう調整すること。

② 認知症カフェへの協力

認知症の人等を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図るため、市内の認知症カフェの周知を行うこと。また、認知症カフェ運営者会議に市担当者より事前に協力の要請があった場合、センターの他の事業や会議等により、センター業務に著しく支障があると認められる場合を除き、出席する等、市と適宜連携を図る。

③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業への協力

令和6年度中にセンターに1名以上認知症キャラバン・メイトの養成講座を修了した者を配置するとともに、委託期間中はその状態を維持すること。また、地区で開催する認知症サポーター養成講座やキャラバン・メイト連絡会に市担当者より事前に協力の要請があった場合、センターの他の事業や会議等により、センター業務に著しく支障があると認められる場合を除き、スタッフとして参加・協力すること。

④ チームオレンジ運営の協力

近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う仕組みづくりを行うあたり、市と適宜連携を図ること。

⑤ 高齢者見守り協定締結強化に向けての協力

民間事業者等が日常業務の中で、高齢者等と接し、異変を感じた際に、センター等に連絡する仕組みづくりの協力を行うこと。また、担当者より事前に協力の要請があった場合、センターの他の事業や会議等により、センター業務に著しく支障があると認められた場合を除き、出席する等、市と適宜連携を図ること。

(6) その他の業務

① その他の業務

- ・加茂市及びセンター相互の連携に関する業務
- ・県及び加茂市等が開催する研修会等への参加
- ・国、県及び加茂市や各種団体が行う調査に対する協力
- ・その他、センターを適正に運営するため手引書の作成やセンターの運営を適正かつ安定的にすすめるために必要な業務
- ・高齢者と保健事業と一体的実施に伴う業務

② 国の制度改正等に伴い、センターにおいて実施する必要が生じた業務

6. センターの名称

- ・地域包括支援センターの名称については、後日、受託候補法人と協議の上、市が決定する。

7. 施設の設置場所

- ・市民にとって利便性の高い場所に設置できる。ただし、市と協議して設置場所を設置するものとする。

8. 施設の設備

- (1) 本業務を行う上で、必要な広さを有する事務室を設置すること。
- (2) 地域包括支援センター内には、相談及び会議室機能を有する専用スペースを設置すること。
- (3) 事務室には、机、いす、施錠できる書類保管庫、セキュリティ機能を確保したパソコン、プリンタ、電話及びファックスを設置すること。なお、電話番号については専用のものを用いること。
- (4) インターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、センター専用で利用できるメールアドレスを取得すること。
- (5) 建物の周辺、入口も含めて、高齢者に配慮した建物・設備であること。
- (6) 建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮するものとする。
- (7) 駐車スペースについて適宜確保すること。
- (8) 看板又は案内板を1つ以上設置すること。
- (9) 施設の契約における経費及び開設前に使用した経費は、受託法人の負担とすること。

9. 人員配置

従事者は3名以上とし、下記【3職種】をそれぞれ1名以上常勤、専従で配置すること。また、その中の1名を管理者とするとともに次に事項を考慮すること。

(1) 従事者の要件は次のとおりであるが、各従事者の業務内容を踏まえ、その者の経験及び能力から、適切かつ効果的な業務の履行が期待できる者を選定すること。なお、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準じる者については、将来的に社会福祉士、主任介護支援専門員の配置を行うこと。

### 【3 職種】

#### ア 保健師又は保健師に準ずるもの

- ・保健師
- ・保健師に準ずる者

地域ケア、地域保健等に関する経験があり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する看護師。なお、この経験のある看護師には准看護師は含まないものとする。

#### イ 社会福祉士又は社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有し、十分な業務の遂行能力がある者

#### ウ 主任介護支援専門員又は主任介護支援専門員に準ずる者

- ・主任介護支援専門員
- ・主任介護支援専門員に準ずる者

「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を終了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

※地域包括支援センター設置法人の候補者に決定した場合は、すみやかに配置予定職員を選定すること。

(2) 従事者が、国・県・市等が実施する地域包括支援センター従事者研修を積極的に受講することができるよう必要な手立てを講じること。

### 10. 事業計画及び実績報告等

- (1) 毎年度当初に、任意様式により「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。なお、収支予算に契約期間5年間の事業に係る積立金以外の積立金の計上は認めない。
- (2) 毎年度業務終了後30日以内に、任意様式により「事業報告書」、「実績報告書」及び「自己評価票」を提出すること。なお、収支決算に契約期間の5年間の事業に係る積立金以外の積立金の計上は認めない。
- (3) 毎月の業務終了後15日以内に、任意様式により「事業報告書（月次）」を提出すること。

- (4) 上記のほか、加茂市が運営等に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。

## 11. 経費等

- (1) 事業の実施に要する経費を利用者から徴収してはならない。
- (2) 運営事業に係る経費の内容を明らかにするためにセンター事業として独立した経費に関する帳簿、その他関係書類を備えつけるものとする。

## 12. 業務の実施上の留意事項

### (1) 関係法令等の遵守

センターの運営にあたり介護保険法ほか関係法令を遵守すること。

### (2) 制度の熟知及び関係機関との連携

老人福祉法、介護保険法、厚生労働省の通達等の熟知に努め、被相談者に対し、各種保健福祉サービスを適切に勧奨すること。

また、各種の保健福祉介護サービスの利用にかかる申請手続きに便宜を図るとともに、関係機関との連絡調整を的確に行うこと。

### (3) 個人情報

相談については、個人のプライバシーを侵害するおそれがあることから、その取扱いには十分配慮を行うこと。特に、地域の関係者との連携も重要なことから、生活保護の受給、疾患情報、経済状況、精神・身体の障がい等の秘密事項について漏洩がないよう特に注意すること。

また、予め本人から個人情報を目的の範囲内で利用する旨の了解を得ておくこと。

### (4) 苦情等の対応

苦情等に対応する体制を整備、周知するとともに、誠実に対応し、再発防止に努めること。また、必要な場合は速やかに市に報告すること。

### (5) 広告・宣伝の禁止

受託法人が行う他事業の広報等に、センターの名称を用いないこと。センターを紹介するパンフレット等の印刷物、職員の身分証明、名刺等に原則法人及び法人内の他事業所の名称、情報を掲載しないこと。なお、場所の明記等に必要な場合は事前に市と協議し了解を得ること。

### (6) 中立性

①受託法人は、本業務を運営するにあたり、正当な理由なく特定な事業者・団体・個人を有利に扱うことがないように十分に配慮すること。

②センターが、高齢者等にサービス提供事業者等の情報を提供する場合は、公正・

中立な立場から偏りがないように、「地域包括支援センターの公正・中立性の確保」に基づき行い、地域福祉の中核機関としての役割を果たすこと。

- ③センターの職員は、加茂市の公共事業を受託しているという自覚のもと、名札、名刺、パンフレット、自動車、バイク等についても市民が見て、誤解を受けないように、受託法人名及び受託法人系列の事業所の名称等の情報を記載しないこと。

(7) その他

- ①次回契約時に受託法人が変更となる場合は、業務の移行を円滑に行うため、変更後の受託法人と協力して業務全般にわたる引継ぎを市長が指示する日までに行うこと。
- ②開設前に行う職員研修等の経費は、受託法人の負担とすること。
- ③地域包括支援センターの名称は、市と協議すること。

13. 協議事項

地域包括支援センター運営業務委託契約書及びこの仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項に関しては、必要の都度両者が協議して決めることとする。